

令和7年度

総会議案書

と き : 令和7年4月19日(土) 午前10時から

ところ : とかし館 玉葉の間(西7条南6丁目)

帯広市町内会連合会

- 帯広市民憲章朗唱
- 帯広市長感謝状贈呈
- 帯広市町内会連合会会長表彰状贈呈
- 町内会だよりコンクール表彰状贈呈

-
-
- 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 来賓挨拶
 - 4 議長選出
 - 5 議事

議案第 1 号	令和 6 年度事業報告	1
議案第 2 号	令和 6 年度一般会計収支決算書	16
議案第 3 号	令和 6 年度特別会計(傷害保険)収支決算書	19
議案第 4 号	令和 6 年度特別会計(コミュニティ)収支決算書	20
議案第 5 号	令和 6 年度特別会計(防犯灯事業)収支決算書	21
議案第 6 号	令和 6 年度道東都市町内会・自治会連合会連絡会収支決算書	22
議案第 7 号	会計監査報告	23
議案第 8 号	令和 7 年度事業計画(案)	24
議案第 9 号	令和 7 年度一般会計収支予算書(案)	32
議案第 10 号	令和 7 年度特別会計(傷害保険)収支予算書(案)	35
議案第 11 号	令和 7 年度特別会計(コミュニティ)収支予算書(案)	36

- 6 その他
- 7 議長退任
- 8 帯広市からのお知らせ
- 9 閉会

(参考)

令和 6 年度 帯広市町内会連合会理事名簿	37
理事選出・会費・保険料一覧表	38
帯広市町内会連合会会則等	39
町内会活動中傷害保険手引き	53
第 34 回町内会だよりコンクール	61

議案第1号

令和6年度事業報告

1 主な事業(防災事業・環境衛生部会は除く)

日時	事業名	内容
4月2日	第33回町内会だより コンクール審査会	・応募数 10 作品 ・審査員 7 名 北海道新聞社、十勝毎日新聞社、帯広市広報広聴課、広報コミュニティ委員長、広報コミュニティ副委員長 2 名、市町連事務局長 ・最優秀賞 西 13 号町内会 於:市役所 10 階第 3 会議室
4月3日	会計監査	・市町連一般会計、特別会計等の監査 於:市役所 3 階コミュニティルーム
4月20日	令和6年度定期総会	1 令和 5 年度事業報告及び各会計決算報告 2 会計監査報告 3 令和 6 年度事業計画(案)及び各会計予算(案) 於:とから館玉葉の間 参加者:延べ 81 名(ほか来賓 7 名) <功労者表彰の実施> 町内会長に対する市長感謝状贈呈:7 名 町内会役員永年功績者表彰:84 名
5月28日	全道町内会活動研究 大会	1 講演「安心・安全な地域の支え合いと絆づくり」 講師 菅井 貴子(気象キャスター) 於:北海道第 2 水産ビル 参加者:古澤会長 参加者:約 180 名
5月29日	北海道町内会連合会 令和 6 年度総会	1 令和 5 年度事業報告・収支決算報告・監査報告 2 令和 6 年度事業計画(案)・収支予算(案)について 3 役員の改選について 於:北海道第 2 水産ビル 参加者:古澤会長 参加者:約 180 名
5月31日	道町連共済加入	・市町連理事(62 名)を対象に共済に加入
6月1日	町内会活動中 傷害保険契約締結	・契約先:Chubb(チャブ)損害保険株式会社 ・保険料:2,612,500 円

日時	事業名	内容
6月7日	啓発看板の斡旋	・子供の飛び出し注意、車の一時停止、 ペットの適正飼育等、17種類の看板を斡旋 ・申込み町内会数:5町内会 ・斡旋看板数:13枚
7月2日	令和6年度十勝地区町内会連絡協議会総会	1 令和5年度事業報告及び会計決算報告、監査報告 2 令和6年度事業計画(案)及び予算(案) 3 役員改選 於:市役所10階第5A会議室 参加者:古澤会長 三品副会長 参加者:18名
7月31日	町内会長研修会	1 町内会長の役割、帯広市町内会連合会について 2 ICTを活用した町内会の運営事例 於:ソネビル6階講習会室 参加者:33名
8月2日	コミュニティ研修会 (兼 市町連理事の施設見学)	・視察研修先 大樹町役場 大樹町宇宙交流センターSORA 参加者:20名
8月4日	「ひとりの不幸もみがさない住みよいまちづくり全道運動」(道町連)への参加	①緑園町内会②春光町内会 以上2町内会
8月24日	社協フェスタ2024	・古澤会長が来賓として表彰式に参加
9月10日	地区連合町内会長会議	1 広報紙のあり方について 市の担当部局(広報広聴課)との意見交換 2 地区連合町内会の活動状況と課題について意見交換 於:ソネビル6階 講習会室 参加者:25名
9月30日 ～10月1日	他都市先進地視察研修	1 札幌市清田区北野町内会 北野町内会の電子回覧板導入の取組 2 札幌市役所 札幌市「未来をつなぐ町内会ささえあい条例」など 参加者:6名
10月1日	市町連だより 第93号の発行	・5,400部印刷 ・班回覧

日時	事業名	内容
10月8日	交通死亡事故抑止 全市一斉街頭啓発	・交差点での旗振り等 於:よつばアリーナ十勝前 参加者:市町連1名
10月10日	道東都市町内会・自治会連合会連絡会	・意見交換 【課題1】町内会が管理する防犯灯について 【課題2】町内会情報伝達の電子化の事例 於:帯広市 十勝ガーデンズホテル 市町連参加者:古澤会長、事務局4名 参加者:26名
10月18日	令和6年度北海道町内会連合会 ブロック別町内会活動研究大会	1 式典 2 実践報告 「小樽市桂岡町内会の防災避難行動について」 報告者 池田 正 氏 「富良野市春日東町連合会の防犯行動について」 報告者 本間 幹章 氏 3 講演 「これからの町内会活動と地域福祉のあり方について」 講師 山田 正幸 氏 (NPO 法人「ゆめみ〜る」副理事長など) 於:札幌市 ACU 中集会室 1206 市町連オンライン参加者:8名
10月27日	フードバレーマラソン 大会の応援支援	・大会の支援(町内会への周知、応援依頼等) ・沿線連合町内会へ応援幕の配布 ・大会役員として古澤会長が当日出席

日時	事業名	内容
10月29日	コミュニティ講座	・講座「スマホの基本とLINE」 講師 ソフトバンク帯広稲田 尾山 氏 サポート ソフトバンク株式会社 新沼 氏 於:市役所 10 階第 2 会議室 参加者:14 名
11月6日	十勝地区地域支え 合い活動推進セミ ナー(道社協事業) への 参加・協力	・講演 「人生の試練を乗り越える中で見えたもの」 講師 株式会社ドリームジャパン北海道 代表取締役 長原 和宣 於:幕別町百年記念ホール 参加者:市町連 4 名
11月15日	地域福祉活動 研修会	・講演 「個別支援と地域づくりの一体的な展開」 講師 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子 氏 ・事例発表 発表者 共愛町内会 会長 松崎 拓郎 氏 春光町内会 平 麗子 氏 於:帯広市グリーンプラザ 参加者:77 名
11月21日	公益社団法人北海 道宅地建物取引業 協会帯広支部との 連携	・帯広支部が開催する業務研修会において、町内 会加入啓発への協力を依頼 於:ホテル日航ノースランド帯広 ノースランドホール 参加会員:101 名
12月13日	啓発看板の斡旋 (2 回目)	・子供の飛び出し注意、車の一時停止、ペットの適 正飼育等、17 種類の看板を斡旋 ・申込町内会数:1町内会 ・斡旋看板数:4 枚
1月11日	令和 7 年新年交礼 会	・市民憲章唱和、会長挨拶、来賓祝辞・紹介のほ か、アトラクションを実施 ・アトラクション 帯広市郷土芸能平原太鼓のみなさまによる演奏 於:とかち館 玉葉の間 参加者:82 名
3月14日	市町連だより 第 94 号の発行	・5,400 部印刷 ・班回覧

2 理事会・委員会の開催状況

会議名	開催日	会場	人員	内容
理事会	5月27日	ソネビル6階 講習会室	36名	<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 令和6年度事業について 2 委員会構成、副会長の担当委員会について
	10月30日	第6会議室	24名	<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 今後の事業について 2 (仮称)町内会活動のしおりについて
	3月24日	第6会議室	28名	<議題> 1 令和7年度総会について 2 主な来年度事業について 3 持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針について
三役会	6月7日	全員協議会 室	10名	<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 各委員会での検討事項について
	10月15日	第6会議室	10名	<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 各委員会での検討事項等について 2 (仮称)町内会活動のしおりについて 3 第7期帯広市地域福祉実践計画策定に向けた意見交換
	2月12日 (資料 送付日)	書面開催		<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 各委員会での検討事項等について 2 (仮称)町内会活動のしおりについて 3 帯広市持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針について(帯広市より)
	3月14日	第3会議室	9名	<議題> 1 令和7年度総会について 2 主な来年度事業について 3 持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針について

会議名	開催日	会場	人員	内容
総務 委員会	5月28日	第2会議室	7名	<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 令和6年度事業について
	10月22日 (資料 送付日)	書面開催		<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 今後の事業について
	2月12日 (資料 送付日)	書面開催		<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 令和7年度事業について
広報・コ ミュニテ ィ 委員会	5月28日	第2会議室	7名	<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 令和6年度事業について
	10月16 日	第2会議室	7名	<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 今後の事業について 2 いちのいちの活用について
	2月12日 (資料 送付日)	書面開催		<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 令和7年度事業について

会議名	開催日	会場	人員	内容
事業・ 防災 委員会	5月29日	第2会議室	4名	<議題> 1 令和6年度事業について
	9月26日	第5B 会議室	7名	<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 今後の事業について
	2月12日 (資料 送付日)	書面開催		<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 令和7年度事業について
福祉 委員会	5月29日	第2会議室	6名	<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 令和6年度事業について
	10月21日	第2会議室	6名	<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 今後の事業について
	2月21日 (資料 送付日)	書面開催		<報告> 1 これまでの事業について <議題> 1 令和7年度事業について

令和6年度 防災事業報告

1 防災セミナーの開催

市民の防災意識の高揚を図るため、防災の知見を有している講師による防災セミナーを開催した。

- 日 時：7月19日（金） 14：30～16：10
- 会 場：ソネビル6階 講習会室
- 講 師：Remieux Life 代表 徳本里栄氏
- 内 容：「いざ」という時の「自助」の重要性～東日本大震災を経験して～
- そ の 他：帯広市危機対策課職員からおびひろ避難支援プランについて説明
- 参加者数：117名

2 防災リーダー研修会の開催

防災組織内のリーダーを育成し、地域防災力の向上を図るとともに、未組織町内会においては組織結成を促すことを目的に防災リーダー研修会を開催した。

- 日 時：11月28日（木） 13：30～14：45
- 対 象：町内会や団体の防災担当や地域の防災に関心がある方等
- 会 場：市役所10階 第6会議室
- 内 容：第1部 マイ・タイムラインの作成講座
第2部 冬の備え・帯広市の備え、避難所停電対策について
- 参加者数：17名

3 研修講師派遣

町内会の防災研修会等に講師を派遣することにより、防災組織の結成、育成を推進するもの。

- 派 遣 講 師：村田 真弓 氏、佐藤 悦弘 氏
- 講師派遣件数：24件

4 自主防災活動等助成事業

自主防災活動の促進を図るため、自主防災組織の立ち上げに係る費用、自主防災組織が実施する研修会や防災訓練等に要する費用を助成するもの。

- 助成対象：自主防災組織を結成する地区連合町内会、単位町内会
- 助 成 費：1町内会上限15,000円（予算枠50件、75万円）
- 決定件数：地区連合町内会6件、単位町内会34件、計40件
- 交付件数：地区連合町内会5件、単位町内会32件、計37件
(交付決定後、地区連合町内会1件、単位町内会2件交付辞退)

5 啓発推進事業

- 防災グッズ等の貸し出し
 - ・ 防災DVD 4団体 ・ 防災グッズ一式 4団体
- 「防災だより」の発行（各町内会に班回覧分を送付）
 - ・ 第1号 10月1日発行 「おびひろ避難支援プラン」改正について
(市町連だより93号)
 - ・ 第2号 3月14日発行 警戒レベルを把握し、緊急事態に備えましょう
(市町連だより94号)

令和6年度 環境衛生部会 事業報告

実施日	会場・場所	事業名	内 容
4 月	町内会各班	クリーングリーン運動 (チラシ配布)	環境保全、保健衛生、環境美化活動等、地域住民の自主的な取り組みを推進するため、啓発用チラシを各町内会長に配布した。 ＜記載内容＞ ・全市一斉河川清掃 ・5 月～10 月の定期清掃 ・廃てんぷら油回収 ・家庭でできる省エネの取り組み ・資源集団回収 (裏面は畜犬の適正飼育啓発チラシ)
4 月	町内会各班	畜犬の適正飼育啓発活動 (チラシ配布)	畜犬の適正飼育・管理啓発用のチラシを配布し、啓発を図る。各町内会長へ配布した。 ＜記載内容＞ ・飼い犬の登録と狂犬病予防注射 ・畜犬の飼い方のルールやマナー (裏面はクリーングリーン運動チラシ)
5 月 12 日 (日)	市内河川	全市一斉河川清掃	河川の一斉清掃を実施した。 ・参加連合町内会等に、前年度 3 月にゴミ袋を配布 ・参加人数：2,061 人 ・ゴミ収集量：2,810 kg ・実施 8 河川：帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、ヌップク川、機関庫の川、大成川、つつじ川 ※売買川はクマの目撃情報があったため清掃中止
5 月 27 日 (月)～ 5 月 31 日 (金)	各(連合)町内会等	「花を咲かせ、地域を咲かせよう」 花苗共同購入事業	共同購入(幹旋)花苗を配布した。 助成率：3 割 5 分 幹旋総本数：9,798 本 幹旋箇所：23 (連合) 町内会
6 月 5 日 (水)	6 階会議室	第 1 回環境衛生部会 役員会	令和 5 年度事業報告・収支決算報告について 令和 6 年度事業計画・収支予算について 役員の改選について 他
6 月 7 日 (金)	各(連合)町内会	地域保健衛生等に関する啓発看板の幹旋	幹旋枚数：1 枚 幹旋箇所：南の森連合町内会
6 月 28 日 (金)	第 5A 会議室	第 1 回環境衛生部会	令和 5 年度事業報告・収支決算報告について 令和 6 年度事業計画・収支予算について 役員の改選について 他

実施日	会場・場所	事業名	内 容
11 月 14 日 (木)	書面開催	第 2 回環境衛生部会 役員会	令和 6 年度事業実施状況・今後の予定について 令和 6 年度全市一斉河川清掃について 令和 7 年度事業計画について（概要） 令和 7 年度全市一斉河川清掃について 令和 7 年度花苗共同購入について
11 月 26 日 (火)	書面開催	第 2 回環境衛生部会	令和 6 年度事業実施状況・今後の予定について 令和 6 年度全市一斉河川清掃について 令和 7 年度事業計画について（概要） 令和 7 年度全市一斉河川清掃について 令和 7 年度花苗共同購入について
希望調査 11 月 申込締切 1 月	各(連合) 町内会	「花を咲かせ、 地域を咲かせよう」花 苗共同購入事業 (次年度分希望調査)	次年度に、連合町内会や町内会が花壇造成 や地域の植栽用に購入を希望する花苗の種 類と本数を調査するとともに、助成割合を 決定した。
12 月～ 3 月	各(連合) 町内会	地域保健衛生等に関 する啓発看板の斡旋	ペット適正飼育やポイ捨て防止などの啓発 看板を斡旋する。
3 月 3 日 (月)	6 階会議室	第 3 回環境衛生部会 役員会	令和 6 年度事業報告（見込）について 令和 7 年度事業計画（案）について 清掃用のゴミ袋配布 ほか
3 月 17 日 (月)	第 5B 会議室	第 3 回環境衛生部会	令和 6 年度事業報告（見込）について 令和 7 年度事業計画（案）について 清掃用のゴミ袋配布 ほか
随時	—	各種講座研修会等の 実施・参加	町内会等地域又は役員を対象とした各種普 及啓発講座の実施や参加。

令和6年度 町内会活動中傷害保険事故発生及び支払状況

No	発生年月日	補償 分類	行事名	年齢	診断名 破損個所	治療・修理 内訳
※	令和5年 10月15日	傷害	町内会花苗 枯株撤去	81歳	左手首骨折	入院9日 通院28日 304,400円
※	令和5年 5月9日	傷害	町内会文書配布	78歳	左肩肩甲骨 打撲、右胸 背部寮	通院90日 180,000円
1	令和6年 3月21日	傷害	広報紙配布	64歳	左足骨折	入院48日 通院2日 160,000円
2	令和6年 5月9日	賠償	町内会草刈機 事故		窓ガラス 破損	修理 299,860円
3	令和6年 5月26日	傷害	町内会親睦行事	80歳	火傷	通院 10,000円
4	令和6年 5月26日	傷害	町内会親睦行事	43歳	火傷	入院 32,000円
5	令和6年 5月26日	傷害	町内会親睦行事	3歳	火傷	入院 32,000円
6	令和5年 7月22日	傷害	町内会広報紙 配布	77歳	右膝関節症	入院21日 通院7日 77,000円
7	令和6年 7月7日	傷害	町内会草刈り 蜂刺され	67歳	左膝 蜂刺され	入院 通院 4,000円
8	令和6年 6月27日	賠償	町内会草刈機 事故		車後部ドア 下部キズ	修理 105,734円
9	令和6年 8月21日	傷害	町内会広報紙 配布	77歳	顎と左足 怪我	通院3日 6,000円
10	令和6年 8月25日	傷害	町内会親睦行事	76歳	顔・胸・両手 足火傷	入院14日 42,000円
11	令和6年 9月22日	賠償	町内会草刈り		リアガラス 破損	修理 142,186円

No	発生年月日	補償 分類	行事名	年齢	診断名 破損個所	治療・修理 内訳
12	令和6年 9月1日	傷害	町内会防災 訓練	72歳	筋肉挫傷、 腰椎捻挫	通院 82,000円
13	令和7年 11月21日	傷害	町内会交通 安全啓発	57歳	頭部切創、 縫合	通院2日 4,000円
14	令和7年 1月12日	傷害	町内会総会	51歳	右腕脱臼	通院
15	令和6年 12月22日	傷害	町内会役員会	80歳	右足親指骨 ひび	通院 8,000円
16	令和7年 1月22日	傷害	町内会総会	73歳	右目尻切創	通院 4,000円
17	令和7年 2月4日	傷害	町内会回覧	74歳	左大腿骨、 左手首骨折	入院

※令和5年度から治療継続

件数 17件

保険金支払い額 1,493,180円

☆MEMO

令和6年度決算報告 総括表

第2号 <一般会計 収支決算書>

(単位:円)

科 目	収 入	科 目	支 出	備考
会 費	598,000	事 務 費	616,436	
事 業 収 入	1,219,370	事 業 費	3,837,384	
繰 越 金	455,092	予 備 費	0	
補 助 金	2,333,166			
繰 入 金	1,283			
雑 収 入	595			
合 計	4,607,506	合 計	4,453,820	

【収入総額】 【支出総額】 【差引残額】
 4,607,506 - 4,453,820 = 153,686 円

第3号 <特別会計 傷害保険会計 収支決算書>

(単位:円)

科 目	収 入	科 目	支 出	備考
保 険 料	1,420,000	通 信 費	880	
補 助 金	1,100,000	保 険 料	2,612,500	
繰 越 金	0	予 備 費	0	
雑 収 入	175			
繰 入 金	93,205			
合 計	2,613,380	合 計	2,613,380	

【収入総額】 【支出総額】 【差引残額】
 2,613,380 - 2,613,380 = 0 円

第4号 <特別会計 コミュニティ会計 収支決算書>

(単位:円)

科 目	収 入	科 目	支 出	備考
事 業 収 入	135,000	事 務 費	0	
繰 越 金	73,535	通 信 費	440	
雑 収 入	59	事 業 費	50,600	
		繰 出 金	0	
合 計	208,594	合 計	51,040	

【収入総額】 【支出総額】 【差引残額】
 208,594 - 51,040 = 157,554 円

第5号 <特別会計 防犯灯事業会計 収支決算書>

(単位:円)

科 目	収 入	科 目	支 出	備考
補 助 金	2,998,812	事 務 費	2,640	
繰 越 金	39	賃 借 料	2,996,172	
雑 収 入	2	繰 出 金	41	
		予 備 費	0	
合 計	2,998,853	合 計	2,998,853	

【収入総額】 【支出総額】 【差引残額】
 2,998,853 - 2,998,853 = 0 円

令和6年度一般会計 収支決算書

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増△減	内 訳
会 費	616,200	598,000	△ 18,200	@ 500 円× 244 = 122,000 @ 700 円× 143 = 100,100 @1,000 円× 115 = 115,000 @1,200 円× 51 = 61,200 @1,500 円× 79 = 118,500 @1,700 円× 37 = 62,900 川西大正連町分(単位町内会63) 16,100 計 732 町内会 過年度分 3 件 2,200
事業収入	1,389,233	1,219,370	△ 169,863	市町連だより広告料 広告社 15社×20,000円= 300,000 新年交礼会会券 86名×3,000円= 258,000 町内会宛文書他団体負担分 67,000 十勝地区町内会連絡協議会 20,000 花苗共同購入代金(幹旋事業・環境) 574,370
繰越金	455,092	455,092	0	令和5年度から繰越 455,092
補助金	2,627,000	2,333,166	△ 293,834	帯広市 2,273,166 (一般等 557,000円、環境衛生部会 700,000円、 防災事業 1,016,166円) 道町連事業補助金 60,000
繰入金	0	1,283	1,283	防犯灯事業 41 道東都市町内会・ 1,242 自治会連合会連絡協議会
雑収入	475	595	120	預金利息等 595
合 計	5,088,000	4,607,506	△ 480,494	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増△減	内 訳
事 務 費	691,000	616,436	△ 74,564	
消耗品費	50,000	13,334	△ 36,666	事務用品等 13,334
印刷費	65,000	64,124	△ 876	納付書印刷 34,760 封筒印刷等 29,364
通信費	180,000	164,139	△ 15,861	郵便切手等 164,139
会議費	190,000	192,638	2,638	総会費 171,018 委員会費等 21,620
負担金	181,000	180,971	△ 29	北海道町内会連合会会費 64,800 帯広観光コンベンション協会 10,000 十勝地区町内会連絡協議会 0 あしたの日本を創る協会 5,000 振込負担金 101,171
雑支出	25,000	1,230	△ 23,770	電報代等 1,230
事 業 費	4,366,016	3,837,384	△ 528,632	
啓発推進費	810,000	779,299	△ 30,701	市町連だより発行(第93号・94号) 434,255 町内会だよりコンクール 35,000 広報紙支援・マラソン支援関係 18,870 加入促進啓発事業 291,174
交流事業費	410,000	361,290	△ 48,710	新年交礼会 361,290
研修費	556,000	385,979	△ 170,021	北海道町内会連合会事業 33,000 他都市先進地視察 101,860 ブロック別町内会活動大会 7,000 道東都市町内会・自治会連合会連絡会 105,500 コミュニティ研修会・講座 9,620 地区連町地域連携会議 0 地域福祉活動研修会 42,108 町内会長研修会 26,891 道町連事務担当者研修 0 道町連活動助成(福祉・防災) 60,000
防災費	1,220,000	1,016,166	△ 203,834	防災セミナー 93,273 防災研修会講師派遣 240,000 リーダー研修会 105,018 自主防災組織育成事業 528,661 啓発活動推進・振込負担金 49,214
環境衛生費	1,356,016	1,282,250	△ 73,766	消耗品、事務費、会議費 47,520 環境衛生啓発活動 6,380 河川・地域清掃活動事業 344,850 花苗共同購入 883,500
役員活動費	14,000	12,400	△ 1,600	道町連共済掛け金等 12,400
予 備 費	30,984	0	△ 30,984	
合 計	5,088,000	4,453,820	△ 634,180	

【収入総額】

4,607,506 円-

【支出総額】

4,453,820 =

差引残額 (令和7年度へ繰越し)

153,686円

財産目録(令和6年度末)

○帯広市町内会連合会積立金

(単位:円)

6年度当初現在額	6年度中増△減額	6年度末現在額	増△減額内訳
2,396,386	53	2,396,439	利息 53

令和6年度特別会計(傷害保険) 収支決算書

【収入の部】 (単位:円)

科 目	予算額	決算額	増△減	内 訳
保 険 料	1,461,000	1,420,000	△ 41,000	@1,000 円× 245 = 245,000 @2,000 円× 220 = 440,000 @3,000 円× 130 = 390,000 @4,000 円× 75 = 300,000 川西・大正連町分 (単位町内会62) = 40,000 計 732 町内会 過年度分 3 件 5,000
補 助 金	1,100,000	1,100,000	0	帯広市補助金 1,100,000
繰 越 金	0	0	0	
雑 収 入	1,000	175	△ 825	預金利息等 175
繰 入 金	52,000	93,205	41,205	積立金(傷害保険) 93,205
合 計	2,614,000	2,613,380	△ 620	

【支出の部】 (単位:円)

科 目	予算額	決算額	増△減	内 訳
通 信 費	1,000	880	△ 120	振込手数料
保 険 料	2,612,500	2,612,500	0	Chubb損害保険㈱
予 備 費	500	0	△ 500	
合 計	2,614,000	2,613,380	△ 620	

【収入総額】 【支出総額】 【差引残額】

2,613,380 - 2,613,380 = 0 円

財産目録 (令和6年度末)

○帯広市町内会連合会特別会計(傷害保険)積立金

(単位:円)

6年度当初 現在額	6年度中増△減額	6年度末現在額	増 △ 減 額 内 訳
1,512,392	△ 93,172	1,419,220	繰出金(傷害保険) △ 93,205 預金利息 33

議案第4号

令和6年度特別会計(コミュニティ)
収支決算書

【収入の部】 (単位:円)

科 目	予算額	決算額	増△減	内 訳
事業収入	176,000	135,000	△ 41,000	のし袋 @ 10 × 300枚 = 3,000 簡易印刷機利用料 132,000
繰越金	73,535	73,535	0	令和5年度繰越金
雑収入	465	59	△ 406	預金利息等 59
合 計	250,000	208,594	△ 41,406	

【支出の部】 (単位:円)

科 目	予算額	決算額	増△減	内 訳
事務費	14,000	0	△ 14,000	
通信費	1,000	440	△ 560	振込手数料 440
事業費	235,000	50,600	△ 184,400	コミュニティ活動物品等 50,600
繰出金	0	0	0	一般会計 0
合 計	250,000	51,040	△ 198,960	

【収入総額】

208,594 円 -

【支出総額】

51,040 円 =

【差引残額】令和7年度へ繰越

157,554 円

令和6年度特別会計(防犯灯事業) 収支決算書

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増△減	内 訳
補 助 金	2,999,172	2,998,812	△ 360	帯広市補助金 リース 2,996,172円 通信費 2,640円
繰 越 金	39	39	0	令和5年度繰越金
雑 収 入	789	2	△ 787	
合 計	3,000,000	2,998,853	△ 1,147	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増△減	内 訳
事 務 費	3,000	2,640	△ 360	振込手数料
賃 借 料	2,996,172	2,996,172	0	防犯灯リース料 6か月分
繰 出 金	0	41	41	一般会計
予 備 費	828	0	△ 828	
合 計	3,000,000	2,998,853	△ 1,147	

【収入総額】

【支出総額】

【差引残額】

2,998,853 円

-

2,998,853 円

=

0 円

議案第6号

令和6年度道東都市町内会・自治会連合会連絡会 収支決算書

《収入の部》

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増 減	内 訳
参加費	148,500	132,000	△ 16,500	網走市 @ 5,500 円 × 6 名 = 33,000 円 釧路市 @ 5,500 円 × 3 名 = 16,500 円 根室市 @ 5,500 円 × 3 名 = 16,500 円 北見市 @ 5,500 円 × 3 名 = 16,500 円 帯広市 @ 5,500 円 × 9 名 = 49,500 円 参加者総数 24 名
補助金	78,000	76,776	△ 1,224	帯広市 76,776 円
繰入金	78,000	78,000	0	一般会計 78,000 円
雑収入	0	19	19	利息 19 円
合 計	304,500	286,795	△ 17,705	

《支出の部》

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増 減	内 訳
事務費	96,000	94,912	△ 1,088	消耗品費 93,500 円 通信運搬費 752 円 手数料 660 円
懇親会費	148,500	132,000	△ 16,500	参加費 @ 5,500 円 × 24 名 = 132,000 円
借上料	55,000	55,000	0	使用料及び賃借料(会場使用料) 55,000 円
会議費	5,000	3,640	△ 1,360	食糧費(お茶代) 3,640 円
繰出金	0	1,242	1,242	一般会計 1,242 円
雑支出	0	1	1	税 1 円
合 計	304,500	286,795	△ 17,705	

【収入総額】

286,795

【支出総額】

- 286,795

【差引残額】

= 0 円

会計監査報告

令和6年度一般会計、特別会計(傷害保険、コミュニティ、防犯灯事業)、
令和6年度道東都市町内会・自治会連合会連絡会および積立金について、
監査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査実施年月日 令和7年4月4日(金)
2. 監査を行った場所 帯広市役所3階 コミュニティルーム
3. 監査結果
 - (1) 収入支出の執行は適正であった。
 - (2) 諸帳簿は正しく整理整頓されている。
 - (3) 収入支出の証書類は適正と認める。
 - (4) 預金通帳及び現金の保管は適正である。

帯広市町内会連合会
会長 古澤 慎二 様

令和7年4月4日

監査委員

梅村 明



田中 恵子



兼口 博実



令和7年度事業計画(案)

【活動方針】

町内会は、地域住民が安心して暮らせるまちづくりの基盤として、日々活動しています。人間関係の希薄化が叫ばれる中にあっても、私たちは、地域の安全を守り、災害時には助け合うことのできる確かな絆づくりを進め、同じ地域に暮らす人々の生活環境の充実に努めていくことが重要です。

市町連は、地区連合町内会や各種団体と連携を図り、地域のつながりをより深めながら、将来にわたり持続可能で活力ある地域コミュニティの再構築を目指して、各種事業を推進してまいります。

1 活動の目標

※市町連の目標は、各地区連町及び各单位町内会活動における目標においても同様とします。

- (1) 平和で明るく心のかよいあう住みよいまちづくりに努めよう。
- (2) 帯広市民憲章の普及促進とコミュニティ運動の推進に努めよう。
- (3) 地域福祉増進とスポーツの普及、健康生活の助長推進に努めよう。
- (4) 市町連、地区連町、単位町内会の組織強化に努めよう。
- (5) 住民運動関係諸団体との連携強化に努めよう。
- (6) 快適な生活環境をめざし地域定例清掃及び河川清掃に努めよう。
- (7) ゴミ減量とリサイクル運動を積極的に推進し、資源の有効活用にも努めよう。
- (8) 花と緑に囲まれた美しいふるさとづくりに努めよう。
- (9) 地域あげての青少年健全育成の啓発と実践に努めよう。
- (10) 他都市等住民組織間の研修・交流に努めよう。
- (11) 地域での防災・防犯・交通安全意識の啓発と実践に努めよう。
- (12) 女性の町内会活動参加の促進に努めよう。

2 具体的な事業計画

<総括事項>

- (1) 町内会・地域の活性化に向けて
 - ・町内会のあり方に関する検討
 - ・町内会加入促進・脱会防止に係る取り組みの推進
 - ・町内会活性化のための市民協働の推進
 - ・市町連組織の見直しの検討

(2) 地区連合町内会活動の促進支援

- ・広域的課題の把握と解決への取り組み
- ・地域連携会議の推進と他団体との連携促進

＜総務委員会担当事業＞

(3) 令和7年度市町連定期総会の開催

4月19日(土) 午前10時から 於:とがち館

(4) 町内会役員永年功績者表彰の実施(定期総会に併催)

(5) 地区連合町内会長会議の開催

8月 於:帯広市役所

(6) 十勝地区町内会連絡協議会事業への参加と連携

令和7年度総会

6月～7月 於:帯広市役所

(7) 北海道宅地建物取引業協会帯広支部との連携

(8) 町内会長研修会の開催

7月 於:帯広市役所

(9) 他都市先進地視察研修の実施

(10) 北海道町内会連合会事業への積極的参加

①全道町内会活動研究大会

6月3日(火) 於:札幌市

②道町連令和7年度総会

6月4日(水) 於:札幌市

③ブロック別町内会活動研究大会

10月23日(木) 於:帯広市

＜広報・コミュニティ委員会担当事業＞

(11) 広報活動の強化および広報紙発行等の支援

①市町連だよりの発行《通算第95号(10月)、第96号(3月)》

②単位町内会・地区連合町内会を対象とした「第34回町内会だよりコンクール」の開催

③市町連ホームページの周知と活用促進

(12) 研修会の開催

①コミュニティ研修会の開催 8月

②コミュニティ講座の開催 7月

(13)コミュニティ運動の推進と啓発

①啓発事業の推進(冠婚葬祭の簡素化と供花紙等の利用促進)

②コミュニティ運動に関する広報活動の推進

(14)地域の安心安全啓発看板の斡旋(年2回斡旋予定)

<事業・防災委員会担当事業>

(15)道東都市町内会・自治会連合会連絡会への参加

9月 於: 網走市

(16)令和7年新年交礼会の開催

令和8年1月10日(土)

(17)防災事業の取り組み ※27 ページ参照

<福祉委員会担当事業>

(18)令和7年度町内会活動中傷害保険の加入と周知

(19)「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」への参加(北海道町内会連合会主催)

(20)北海道町内会連合会共済への加入

(21)地域福祉活動の推進<共同募金運動、社協フェスタ等への参加>

11月

<環境衛生部会担当事業> ※28・29 ページ参照

令和 7 年度防災事業計画（案）

1 防災セミナーの開催

市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係を専門としている講師による防災セミナーを開催する。以下、事務局案。

- 日 時：7 月（予定）
- 対 象：町内会員、事業所等
- 会場、内容：未定

2 防災研修会

自主防災組織内の防災担当者やリーダーの育成や、市民の防災意識の向上を図るとともに、未組織町内会においては組織結成を促すことを目的に実施する。

- 日 時：11 月（予定）
- 対 象：町内会員、事業所、防災に関心のある方等
- 会場、内容：未定

3 研修講師派遣

町内会が実施する防災研修会等に講師、事業者を派遣することにより、防災組織の結成、育成、活動やスマートフォンを活用した防災情報の収集等を推進する。

- 派遣講師：村田 真弓 氏（防災士、日本赤十字救急法指導員）
：佐藤 悦弘 氏（帯広ライフサポート協会代表、救急救命法インストラクター）
：携帯キャリア事業者（ドコモ、au、ソフトバンク）
- 派遣回数：22 回（携帯キャリア事業者は回数制限なし）

4 自主防災活動等助成事業

自主防災活動の促進を図るため、自主防災組織の立ち上げに係る費用、自主防災組織が実施する研修会や防災訓練等に要する費用を助成する。

- 事業費：75 万円
- 助成対象：自主防災組織を結成する地区連合町内会、単位町内会
：防災部等があり、防災の活動の実態がある地区連合町内会、単位町内会
- 助成金額：1 団体 上限 15,000 円（50 団体程度）

5 啓発推進事業

防災グッズの貸し出しや資料・パンフレットを作成・配付し、防災意識の高揚を目指す。

- 防災グッズ等の町内会への貸し出し事業
- 防災意識の向上及び普及・啓発の資料配布、情報提供
- 「防災だより」（市町連だよりに掲載）の発行

令和7年度 環境衛生部会 事業計画(案)

環境衛生部会は、地域の住民とともに、地球温暖化などの環境問題を地域住民一人ひとりの問題と捉え、また地域の良好な生活環境の保全や地域の環境美化のために、次の事業を積極的に展開します。

- (1) 地球環境・地域環境の保全と創造活動
- (2) 地域の保健衛生活動
- (3) 地域の環境美化活動
- (4) 環境啓発・研修・その他の活動

※実施時期順

事業名	時期等	内 容
ごみ減量・リサイクル等の推進	通年 (地域の取組み)	・町内会等、地域での資源回収を推進する。 ・廃てんぷら油の回収・再生(BDF化)事業を推進する。
空地の草刈り奨励運動	通年 (地域の取組み)	地域の環境衛生、野火等の火災防止の観点から、地域への働きかけや状況の把握などを行う。 ・管理不良で所有者不明の空地については、必要に応じて市環境課へ相談可能 ・市では、広報紙で草刈り奨励を実施
地域清掃活動	5月～10月	5月から10月を定期清掃月間とし、地域(各町内会等)において清掃活動を行う。 ・前年度3月にゴミ袋を配布 ・ゴミ袋は資源回収袋としても使用可能
全市一斉河川清掃	5月11日(日) (5月の第2日曜日)	河川の一斉清掃を実施する。 ・参加連合町内会等に、前年度3月にゴミ袋を配布 ・実施9河川：帯広川、ウツベツ川、売買川、伏古別川、柏林台川、ヌップク川、機関庫の川、大成川、つつじ川
「花を咲かせ、地域を咲かせよう」花苗共同購入事業	5月26日 ～ 5月30日(配布)	連合町内会や町内会の花壇造成、地域の植栽用の花苗を共同購入し、代金の一部を助成する。
地域保健衛生等に関する啓発看板の斡旋	6月、12月予定	ペット適正飼育やポイ捨て防止などの啓発看板を斡旋する。
第1回環境衛生部会	6月	令和6年度事業報告・収支決算報告について 令和7年度事業計画・収支予算について 他
第2回環境衛生部会	11月	令和7年度事業実施状況について 令和8年度事業計画(概要)について 令和8年度花苗共同購入について 他

「花を咲かせ、 地域を咲かせよう」 花苗共同購入事業 (次年度分希望調査)	希望調査 11 月 申込締切 1 月	次年度に、連合町内会や町内会が花壇造成や 地域の植栽用に購入を希望する花苗の種類と 本数を調査するとともに、助成率を決定する。
第 3 回環境衛生部会	3 月	令和 7 年度事業報告（見込）について 令和 8 年度事業計画（案）について 清掃用のゴミ袋配布 他
各種講座研修会等の 実施・参加	随時	町内会等地域又は役員を対象とした各種普及 啓発講座の実施や参加。

☆MEMO

議案第9号～11号関係

令和7年度予算書(案)
総括表

第9号 <一般会計 収支予算書(案)>

(単位:円)

科 目	収 入	科 目	支 出	備考
会 費	606,600	事 務 費	666,000	
事業収入	1,173,645	事 業 費	4,151,000	
繰 越 金	153,686	予 備 費	10,000	
補 助 金	2,630,000			
繰 入 金	261,000			
雑 収 入	2,069			
合 計	4,827,000	合 計	4,827,000	

第10号 <特別会計 傷害保険会計 収支予算書(案)>

(単位:円)

科 目	収 入	科 目	支 出	備考
保 険 料	1,437,000	通 信 費	1,000	
補 助 金	1,230,000	保 険 料	2,669,000	
繰 越 金	0	予 備 費	0	
雑 収 入	3,000			
繰 入 金	0			
合 計	2,670,000	合 計	2,670,000	

第11号 <特別会計 コミュニティ会計 収支予算書(案)>

(単位:円)

科 目	収 入	科 目	支 出	備考
事業収入	68,000	事 務 費	14,000	
繰 越 金	148,402	通 信 費	1,000	
雑 収 入	598	事 業 費	202,000	
		繰 出 金	0	
合 計	217,000	合 計	217,000	

※各会計予算書(案)は、次ページ以降を参照

令和7年度一般会計 収支予算書(案)

【収入の部】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	内 訳
会 費	606,600	616,200	△ 9,600	@ 500 円× 245 = 122,500 @ 700 円× 150 = 105,000 @1,000 円× 115 = 115,000 @1,200 円× 51 = 61,200 @1,500 円× 79 = 118,500 @1,700 円× 37 = 62,900 川西・大正連町分(単位町内会63) 16,100 計 740 町内会 過年度分 10 件 5,400
事業収入	1,173,645	1,389,233	△ 215,588	市町連だより広告料 広告社 15社×20,000円= 300,000 新年交礼会会券 100名×3,000円= 300,000 町内会宛文書郵送料他団体負担分 20,000 十勝地区町内会連絡協議会 20,000 花苗共同購入代金(幹旋事業・環境) 533,645
繰越金	153,686	455,092	△ 301,406	令和6年度から繰越 153,686
補助金	2,630,000	2,627,000	3,000	帯広市 2,480,000 (一般560,000円、環境衛生部会700,000円、 防災事業 1,220,000円) 道町連事業助成金(福祉) 150,000
繰入金	261,000	0	261,000	積立金からの繰入 261,000
雑収入	2,069	475	1,594	預金利息等 2,069
合 計	4,827,000	5,088,000	△ 261,000	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増△減	内 訳
事 務 費	666,000	691,000	△ 25,000	
消 耗 品 費	50,000	50,000	0	事務用品等 50,000
印 刷 費	65,000	65,000	0	納付書印刷 35,000 封筒印刷等 30,000
通 信 費	170,000	180,000	△ 10,000	郵便切手等 170,000
会 議 費	180,000	190,000	△ 10,000	総会費 160,000 委員会費等 20,000
負 担 金	176,000	181,000	△ 5,000	北海道町内会連合会会費 65,000 帯広観光コンベンション協会 5,000 (公財)あしたの日本を創る協会 5,000 振込負担金 101,000
雑 支 出	25,000	25,000	0	電報代等 25,000
事 業 費	4,151,000	4,366,016	△ 215,016	
啓 発 推 進 費	745,000	810,000	△ 65,000	市町連だより発行(第95号・96号) 450,000 町内会だよりコンクール 45,000 加入促進啓発事業 250,000
交 流 事 業 費	441,000	410,000	31,000	新年交礼会 441,000
研 修 費	441,000	556,000	△ 115,000	北海道町内会連合会事業 33,000 道東ブロック町内会活動研究大会 80,000 道東都市町内会・自治会連合会連絡会 30,000 研修会等(コミュニティ研修会・講座) 20,000 地区連町地域連携会議 50,000 地域福祉活動研修会 50,000 町内会長研修会 10,000 道町連事務担当者研修 18,000 道町連活動助成(福祉) 150,000
防 災 費	1,220,000	1,220,000	0	防災セミナー 100,000 防災研修会講師派遣 220,000 リーダー研修会 100,000 自主防災組織育成事業 750,000 啓発活動推進・振込手数料 50,000
環 境 衛 生 費	1,290,000	1,356,016	△ 66,016	消耗品費、通信運搬費、会議費 109,000 環境衛生啓発活動 20,000 河川・地域清掃活動事業 340,000 花苗共同購入 821,000
役 員 活 動 費	14,000	14,000	0	道町連共済掛金等 14,000
予備費	10,000	30,984	△ 20,984	10,000
合 計	4,827,000	5,088,000	△ 261,000	

財産目録(案)(令和7年度)

○帯広市町内会連合会積立金

(単位:円)

7年度当初現在額	7年度中増△減額	7年度末見込額	増△減額内訳
2,396,439	△ 261,000	2,135,439	繰出金(一般会計) △ 261,000

令和7年度特別会計(傷害保険) 収支予算書(案)

【収入の部】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	内 訳
保 険 料	1,437,000	1,461,000	△ 24,000	@1,000 円× 251 = 251,000 @2,000 円× 222 = 444,000 @3,000 円× 130 = 390,000 @4,000 円× 75 = 300,000 川西・大正連町分 40,000 (単位町内会62) 計 740 町内会 過年度分 10 件 12,000
補 助 金	1,230,000	1,100,000	130,000	帯広市補助金 1,230,000
繰 越 金	0	0	0	
雑 収 入	3,000	1,000	2,000	預金利息等
繰 入 金	0	52,000	△ 52,000	積立金(傷害保険)から繰入
合 計	2,670,000	2,614,000	56,000	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	内 訳
通 信 費	1,000	1,000	0	振込手数料等 1,000
保 険 料	2,669,000	2,612,500	56,500	保険契約料 2,669,000
予 備 費	0	500	△ 500	
合 計	2,670,000	2,614,000	56,000	

財産目録(案) (令和7年度)

○帯広市町内会連合会特別会計(傷害保険)積立金

(単位:円)

7年度当初現在額	7年度中増△減額	7年度末見込額	増 △ 減 額 内 訳
1,419,220	0	1,419,220	

令和7年度特別会計(コミュニティ) 収支予算書(案)

【収入の部】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	内 訳
事業収入	59,000	176,000	△ 117,000	供花紙 @ 250円 × 50枚 = 12,500 のし袋 @ 10円 × 50枚 = 500 香典袋 @ 10円 × 50枚 = 500 簡易印刷機利用料 45,500
繰越金	157,554	73,535	84,019	令和6年度繰越金 157,554
雑収入	446	465	△ 19	預金利息等 446
合 計	217,000	250,000	△ 33,000	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	内 訳
事務費	14,000	14,000	0	事務用品等 14,000
通信費	1,000	1,000	0	振込手数料等 1,000
事業費	202,000	235,000	△ 33,000	のし袋・香典袋印刷代 5,000 簡易印刷機消耗品等 137,000 コミュニティ活動物品等 60,000
繰出金	0	0	0	一般会計 0
合 計	217,000	250,000	△ 33,000	

令和6年度 帯広市町内会連合会理事名簿

(任期 令和6年度～7年度)

《市町連役員》

役職名	氏 名	連町名
顧問	内 田 秀 雄	東北
〃	高 宮 裕	新柏林台
会 長	古 澤 慎 二	広陵
副 会 長	三 品 正 則	鉄南地区
〃	谷 口 武 雄	緑商
〃	及 川 健 一	東部
〃	荻 正 憲	南の森
〃	駒 井 新 一	鉄南地区
監 査	梅 村 明	鉄南地区
〃	田 中 恵 子	広陵
〃	兼 口 博 実	若葉

《総務委員会 13人》 担当副会長 三品正則

役職名	氏 名	連町名
委 員 長	角 谷 巍 啓	東部
副 委 員 長	松 岡 忠 靖	自由が丘
〃	大 西 正 和	緑栄
委 員	渡 邊 和 寛	北栄
〃	室 瀬 秋 宏	稲田地区
〃	佐 々 木 修 一	緑ヶ丘
〃	西 島 啓 喜	西帯広ニュータウン
〃	鹿 内 淳 一	柏林台
〃	上 野 敏 郎	中央西地区
〃	伊 藤 進	西帯広
〃	細 野 泰 彦	川西地区
〃	平 秀 明	南町
〃	梅 田 恵 志	新柏林台

《広報コミュニティ 12人》 担当副会長 荻 正憲

役職名	氏 名	連町名
委 員 長	松 浦 巖	鉄南地区
副 委 員 長	小 関 孝 司	中央西地区
〃	西 垣 孟	北栄
委 員	三 津 原 勝	西帯広ニュータウン
〃	長 濱 悟 志	啓北
〃	平 裕	柏林台
〃	千 枝 克 孝	南町
〃	筒 井 洋 一	大正地区
〃	村 上 光 男	西部地区
〃	馬 洵 豊	川西地区
〃	島 田 光 則	栄地区
〃	未 選	東北

《事業・防災委員会 12人》 担当副会長 及川健一

役職名	氏 名	連町名
委 員 長	古 屋 昭 一	啓北
副 委 員 長	脇 坂 芳 廣	鉄南地区東
〃	大 林 愛 慶	大空連合自治会
委 員	松 原 久 雄	鉄南地区東
〃	西 島 寛	大空連合自治会
〃	内 山 公 一	緑ヶ丘
〃	高 岡 由 英	中央西地区
〃	吉 川 悟 志	東北
〃	太 田 忠 紀	むつみ
〃	松 岡 勝 徳	西帯広
〃	佐 藤 豊	緑栄
〃	岸 塚 博 道	川西地区

《福祉委員会 13人》 担当副会長 谷口武雄

役職名	氏 名	連町名
委 員 長	榮 博	鉄南地区東
副 委 員 長	梅 安 雅 満	中央東
〃	井 上 憲 二	春駒
委 員	鶴 谷 満	啓北
〃	有 城 正 憲	清流の里地区
〃	武 田 全 功	中央東
〃	島 田 晃	豊成
〃	渡 智 雄	大正地区
〃	武 藤 貴 洋	競馬場
〃	細 岡 秀 昭	大空連合自治会
〃	江 口 文 隆	東部
〃	小 島 米 二	栄地区
〃	未 選	やまと

《環境衛生部 役員》 担当副会長 駒井新一

役職名	氏 名	連町名
部 会 長	中 島 辰 男	南の森
副 部 会 長	嶋 田 好 昶	広陵
〃	松 岡 忠 靖	自由が丘
幹 事	高 橋 智	西帯広
〃	横 山 千 代 丸	若葉

理事選出・会費・保険料一覧表

<理事選出定数表>

連町加入町内会数	定数
1町内会 ～ 15町内会	1名
16町内会 ～ 30町内会	2名
31町内会 ～ 45町内会	3名
46町内会 ～ 60町内会	4名
61町内会 ～ 75町内会	5名
76町内会 以上	8名

(平成6年度より適用)

<会費一覧表>

戸数の範囲	会費
1 ～ 30 戸	500円
31 ～ 50 戸	700円
51 ～ 80 戸	1,000円
81 ～ 100 戸	1,200円
101 ～ 150 戸	1,500円
151 戸以上	1,700円

(昭和58年度より適用)

<保険料一覧表>

戸数の範囲	保険料
30 戸以下	1,000円
70 戸以下	2,000円
120 戸以下	3,000円
121 戸以上	4,000円

(平成元年より適用)

帯広市町内会連合会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、帯広市町内会連合会(略称「市町連」以下「本会」という。)と称し、事務局を帯広市役所内に置く。

(目的)

第2条 本会は、町内会相互の連携協調を保ち、その健全な発展を促進するとともに、市民の自主的活動を通じて、住みよい社会づくりを推進することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、帯広市内の単位町内会(以下「町内会」という。)及び地区連合町内会(自治会連合会等を含む。以下「地区連町」という。)をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内会相互の連携・諸活動の助長・まちづくり事業の推進に関する事。
- (2) 地区連町相互の連携と調整、活動推進に関する事。
- (3) 帯広市民憲章の普及啓発、コミュニティ活動の啓発と実践に関する事。
- (4) 広報及び情報の収集発信・研修に関する事。
- (5) 地域福祉増進と健康生活の推進、緑化推進及び環境衛生意識の啓発と実践に関する事。
- (6) 住民組織団体との連携・協調と、青少年健全育成・防犯・交通安全意識の啓発と実践に関する事。
- (7) 地域防災対策の意識啓発及び実践に関する事。
- (8) 女性活動の増進及び地区組織の育成に関する事。
- (9) 町内会活動中の事故等に対応する傷害保険に関する事。
- (10) その他目的達成のため必要な事。

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長

副会長

理事

監査

2 会長、副会長、監査は、各委員会及び部会から推薦される各2名で構成する選考委員により選出し、総会において承認を得るものとする。ただし、年の中途において欠員が生じ必要あるときは、理事会において選任することができる。この場合、次期総会に報告することとする。

3 理事は、各地区連町(川西・大正地域にあつては地域連合会)から、別表に基づく定数の推薦を受け、総会において承認を得るものとする。ただし、補欠の理事の承認は会長とする。

なお、理事は地区連町会長が兼ねることを原則とする。

4 前項により、複数以上の理事枠を有する地区連町にあつては、うち1名は女性の代表を推薦するよう努めるものとする。

(任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長が職務を代理する。また、原則として一つの委員会又は部会のいずれかに所属するものとする。

3 理事は、理事会の構成員となり、委員会に所属し業務を推進するとともに、当該地区連町との連絡、調整等の任務を併せ有するものとする。

4 監査は、会の会計及び事業執行状況を監査する。また、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会に対し指導助言を与え、必要に応じ理事会に出席して意見を述べることができる。

第3章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、三役会及び理事会とする。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関とし、定期総会及び臨時総会とする。

2 総会は、町内会長(代理者を含む。)及び地区連町代表並びに本会の役員及び部会に所属する者をもって構成する。

3 定期総会は、年一回会長が招集し、次の事項を審議決定する。

ただし、急至を要する事案については三役会で決し、後日理事会において承認を得ることができる。

(1) 会則及び規程の制定改廃に関すること。

(2) 予算・決算に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) その他特に重要と認めること。

4 臨時総会は、会長が特に認めたとき、又は三分の一以上の町内会長から案件を示して要請があったときに、会長が招集する。

5 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(三役会)

第11条 三役会は、会長、副会長、委員長及び部会長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 三役会は、本会の執行機関として必要案件について審議する。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事及び部会の部会長、副部会長及び幹事で構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 理事会は、総会につぐ議決機関として次の事項を審議し、又は処理する。

(1) 総会提出案件及び総会委任事項に関すること。

(2) 補正予算の専決処分に関すること。

(3) 委員会及び部会の活動状況に関すること。

(4) その他重要な事項の処理に関すること。

第4章 委員会・部会及び連携会議

(委員会)

第13条 本会の目的を遂行するため、理事をもって次の委員会を構成し、当該担当事業について計画立案し、その実施にあたる。

- (1) 総務委員会
 - (2) 広報・コミュニティ委員会
 - (3) 事業・防災委員会
 - (4) 福祉委員会
- 2 前項の他、必要に応じ、特別委員会を設けることができる。
 - 3 委員会に委員長、副委員長を置く。
 - 4 委員会の担当事業、運営その他必要な事項は、別に定める。

(部 会)

第14条 本会の専門の事業について計画立案し、その推進をはかるため、部会を設けることができる。

- 2 部会に部会長、副部会長を置く。
- 3 部会の設置・構成・担当事業・運営その他必要な事項は、別に定める。

(連携会議)

第15条 本会に、本会と目的別自主団体との相互の連携、協調をはかる機関として連携会議を設置する。

- 2 本条で目的別自主団体とは、町内会を母体として、当該町内会の担当役員を主たる構成員とし、町内会が会費を負担している団体、およびこれに準ずる団体とする。
- 3 連携会議は、おおむね本会三役会と目的別自主団体の役員をもって構成する。

第5章 地区連合町内会

(地区連町の構成等)

第16条 地区連町は、当該地区内の町内会をもって構成し、会則を定め自主運営するものとする。

(地区連町の機能)

第17条 地区連町は、構成町内会相互の親睦と連帯意識のもとに、住みよい地域づくりの中核をなす自主的な住民自治団体の機能と、さらに本会の地域組織として各地区連町相互の連携・協調を図り、全市的共通課題についての実践推進機関の機能とを併せ有するものとする。

(地区連町の事業)

第18条 地区連町の事業は、当該地区内の町内会が互いに協調し、共通課題を設定し実施するものとする。

2 主要な共通的事業目標等は、各委員会で検討し、周知するものとする。

第6章 会計その他

(会 計)

第19条 本会の収入は、町内会からの会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費の額は、総会において決める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算承認を受ける総会開催前において、やむを得ない事務的支出又は緊急を要すると会長が認めた事案については、執行することができる。

(個人情報保護の取り扱い)

第21条 本会が事業推進のため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

(表 彰)

第22条 会員の表彰については、別に定める。

(補 則)

第23条 この会則に定めるもののほか、運営について必要な事項は理事会において決める。

附則

(施行期日)

この会則は、平成14年4月20日から施行する。

(昭和46年3月13日制定の帯広市町内会連絡協議会規約の全部を改正する。)

附則

この会則は、平成 16 年 4 月 24 日から施行する。

附則

この会則は、平成 18 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この会則は、平成 20 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この会則は、平成 23 年 4 月 16 日から施行する。

帯広市町内会連合会委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、帯広市町内会連合会会則第13条の規定に基づき、各委員会の構成、所掌事項並びに運営等について定める。

(構 成)

第2条 各委員会に所属する委員の構成は、役員改選年度の総会後、最初に開催される理事会において決定する。

この場合、つとめて希望する委員会に所属するよう配慮するものとする。ただし、補欠の委員は、前任者の所属した委員会とする。

2 委員の任期は、理事の任期とする。

3 各委員会の構成員数は、理事をおおむね四等分した数とする。

(正副委員長の選任)

第3条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、その選任は委員の互選とする。

(職 務)

第4条 委員会は、必要のつど委員長が召集する。

2 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定する順位によりその職務を行う。

(会長・副会長の出席)

第5条 会長は、必要に応じ委員会に出席し又は出席の要請に応じて、意見を述べることができる。

2 所属の副会長は、原則として当該委員会に出席するものとし、必要に応じ助言することができる。

また、他の委員会から出席の要請あるときも同様とする。

(業務分掌)

第6条 各委員会が処理する業務分掌は、おおむね次の通りとする。

1 総務委員会

(1)各委員会等との連携調整及び市町連運営の統括に関すること。

(2)会則等の制定改廃に関すること。

(3)予算・決算に関すること。

(4)役員研修会の実施に関すること。

- (5)表彰等の審査に関する事。
- (6)地区連町との連絡調整に関する事。
- (7)地区連町未組織地区の結成促進に関する事。
- (8)目的別自主団体との連携会議及びこれに類する組織との連携に関する事。
- (9)他の委員会に属さない事項に関する事。

2 広報・コミュニティ委員会

- (1)広報誌の編集発行に関する事。
- (2)住民活動情報の収集及び発信に関する事。
- (3)地区連町及び単位町内会情報紙発行の奨励に関する事。
- (4)コミュニティ運動の啓発及び実践の推進に関する事。
- (5)コミュニティ運動実践団体の拡大及び連携に関する事。

3 事業・防災委員会

- (1)部会設置にむけての調査及び推進に関する事。
- (2)新年交礼会の実施に関する事。
- (3)町内会研修会の実施に関する事。
- (4)地域防災対策の意識啓発及び実践に関する事。
- (5)道東都市町内会長大会の参加と開催対応に関する事。
- (6)周年記念事業等の開催対応に関する事。
- (7)その他事業に関する事。

4 福祉委員会

- (1)町内会福祉活動推進にむけての指導・助言に関する事。
- (2)町内会活動中傷害保険に関する事。
- (3)町内会女性部設置奨励と地区連町の女性組織づくりに関する事。
- (4)福祉関係諸団体との連絡調整に関する事。
- (5)北海道町内会連合会福祉事業の協調実践に関する事。

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営その他必要なことは、そのつど当該委員会にはかつて定める。

附則

この規程は、平成14年4月20日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月26日から施行する。

帯広市町内会連合会部会設置運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、帯広市町内会連合会会則第14条の規程に基づき、本会の専門の事業について計画立案し、その推進をはかるため、部会の設置、運営等について定める。

(部会の設置)

第2条 市町連に次の部会を設置する。

(1) 環境衛生部会

(構 成)

第3条 部会に所属する部員は、役員改選年度の際、各地区連町から推薦された者をもって構成する。

- 2 部員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副部会長及び幹事の選任)

第4条 部会に部会長1名、副部会長2名及び幹事若干名を置き、その選任は部会の互選とする。

(職 務)

第5条 部会長は、部会を統括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定する順によりその職務を行う。
- 3 幹事は、部会の円滑な運営と業務の執行にあたる。
- 4 部員は、当該部会に所属し、業務を推進するとともに、当該地区連町との連絡、調整等の任務を併せ有するものとする。

(会 議)

第6条 部会の会議は、部会議及び部役員会とし、必要に応じ部会長が召集する。

- 2 会議の議長は、部会長がこの任にあたる。
- 3 部会において、部員が欠席するときは、代理の出席を認める。
- 4 部会議は、過半数の部員又は代理の出席をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部役員会は、部会長、副部会長及び幹事により構成する。
- 6 会長は、必要に応じて会議に出席し、又は出席の要請に応じて、意見を述べることができる。

(業務分掌)

第7条 部会が処理する業務分掌は、おおむね次のとおりとする。

1 環境衛生部会

- (1)町内会での環境衛生担当役員の設置奨励に関すること。
- (2)地区連町ぐるみの活動を推進するため、当該担当部門の設置を奨励すること。
- (3)環境保全・保健衛生及び環境美化推進に向けての啓発と実践に関すること。
- (4)資源・エネルギー、廃棄物、地球温暖化等、地球環境問題意識の啓発と実践に関すること。
- (5)道路・河川清掃等、全市一斉の運動推進に関すること。
- (6)環境衛生意識高揚のための各種研修活動に関すること。

(参 与)

第8条 部会に参与を置くことができる。

2 参与は必要に応じ部会議に出席し、指導助言を与えることができる。

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営その他必要なことは、その都度当該部会にはかつて定める。

附則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 20 日から施行する。
- 2 この規程の施行後当分の間、地区連町から部員の推薦がない場合は、当該地区連町選出の理事が、その任にあたる。

帯広市町内会連合会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、町内会の健全な運営と発展に永年功績顕著であったもの又は町内会活動に特に功績顕著な行為があったと認められるものを表彰するため、必要事項を定めることを目的とする。

(表 彰 者)

第2条 この規程により表彰するものは、次の各号に該当するもので町内会及び地区連町から推薦があったものとする。ただし、故人に対する推薦については、死亡してから1年以内とする。

(1) 10年以上、またその後10年を越す毎に町内会及び地区連町役員としてその職にあったもの。

(2) 町内会及び地区連町、並びに地域の発展に特に顕著な功績があったもの。

2 前項第1号の町内会及び地区連町役員とは、会長、副会長、監査、部長、担当委員、班長等(顧問、相談役を除く)とする。

3 第1項第1号の役員の期間は、すべて通算されるものとし、同一市内における移転により他の町内会での役員期間も通算するものとする。

(表彰の決定)

第3条 表彰の決定は、前条の規定に該当するものを帯広市町内会連合会の決議を経て決定するものとする。

(表彰の方法)

第4条 前条により決定されたものは、毎年総会において表彰する。ただし、特別な理由があると認められた場合は、随時表彰することができる。

(該当者の推薦)

第5条 町内会長は毎年3月末日までに別紙様式により帯広市町内会連合会長に推薦書を提出するものとする。

附則

この規程は、昭和 51 年 5 月 18 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 56 年 5 月 31 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 57 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 59 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、平成 3 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この規程は、平成 14 年 4 月 20 日から施行する。

なお、本表彰規程にかかわらず、環境衛生関係の表彰は、平成 16 年度まで帯広市環境衛生団体連合会顕彰規程を適用する。

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 24 日から施行する。ただし、本表彰規程にかかわらず平成 18 年度総会における表彰までは改正前の規程を適用する。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 22 日から施行する。

※町内会永年功績者表彰候補者推薦書(様式1)略

※町内会及び地域に対する功績者表彰候補者推薦書(様式2)略

以上の様式は、事務局(市役所市民活動課内)に備えておりますので、必要な方はその都度ご請求ください。

帯広市町内会連合会弔慰規程

第1条 理事が死亡したとき香典5,000円並びに弔電を以って弔慰を表する。

2 会員(町内会長)及び帯広市町内会連合会の元正副会長が死亡の際は弔電により弔慰を表する。

第2条 前条に規定する外特に考慮を要する場合は、会長に於いて処置することができる。

附則

この規程は、昭和 57 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、平成 12 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、平成 14 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 21 日から施行する。

帯広市町内会連合会褒賞規程

第1条 本会役員で特に功績顕著な者に対し謝意を表することができる。この措置は会長に一任する。

附則

この規程は、昭和 57 年 12 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、平成 14 年 4 月 20 日から施行する。

帯広市町内会連合会

個人情報取扱方法

(令和6年4月総会議決)

(目的)

第1条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動とその推進において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、「町内会役員届」などとして本会に提出された次の事項を記したものである。

- ・ 氏名・住所・電話番号・勤務先(必要に応じ)・その他、必要とするもので同意を得た事

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 町内会員名簿の作成等

(管理)

第6条 個人情報は本会事務局で保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

町内会活動中傷害保険 手引き

※この内容は、令和7年6月1日16時までの契約内容をもとに作成しています。なお、保険契約は単年度ごとに行っています。

この保険は、安心して町内会活動を行っていただくため、町内会活動中の万が一の事故に備えるための補償制度です。

帯広市町内会連合会が各町内会の代表者として契約しており、帯広市町内会連合会に加盟している町内会が利用することができます。

令和6年6月更新

～ 加入と掛け金について ～

【傷害保険の加入】

この保険は、帯広市町内会連合会が代表となって保険会社と契約しており、町内会活動中に起きた事故の補償を受けられるものです。

各町内会において、保険加入の手続きは必要ありません。

対象となるのは、町内会加入者とその家族です。

【保険料】

この保険の掛け金は、町内会からの保険料と帯広市の補助金(1/2 相当)で支払っています。

町内会が支払う保険料は、毎年 5 月に町内会に送付している町内会負担金納付書の「帯広市町内会連合会会費」に含まれています。保険料は、町内会の加入戸数により、以下のとおりとなっています。

＜保険料算出基準＞

町内会加入戸数	金額
30戸以下	1,000円
70戸以下	2,000円
120戸以下	3,000円
121戸以上	4,000円

帯広市町内会活動中傷害保険の内容

◆ 保険の種類

- 1 傷害補償・・・住民の傷害事故を補償
→ 住民がケガを負った場合に支払われるもの
- 2 賠償責任補償・・・第三者への賠償事故を補償
→ 第三者に対して負う損害賠償を補償するもの

◆ 補償内容

1. 傷害補償(住民が対象)

住民が「町内会活動等に従事中または参加中」に、「急激かつ偶然な外来事故」によって、ケガをした場合に支払われる補償です。

(例；「清掃作業中に団地の斜面で足を滑らせ転倒しケガをした」「運動会の競技中に負傷した」「町内会の会合から帰る途中、転倒しケガをした」等)

- (1) 死亡保険金・・・事故の日から、180 日以内にそのケガがもとで死亡したとき、保険金を支払います。

＜補償額＞ 300万円

- (2) 後遺障害保険金・・・事故の日から、180 日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた時、保険金を支払います。(その程度に応じた)

＜補償額＞ 9万 ～ 300万円

- (3) 入院保険金・・・事故の日から、180 日以内にそのケガによる入院(入院に準じた状態を含みます)の日数1日に対して180日を限度として入院保険金を支払います。

＜入院保険金(日額)＞ 3,000円

(4) 通院保険金・・・事故の日から、180 日以内のそのケガによる通院（往診を含みます）の日数1 日に対して、90 日を限度として通院保険金を支払います。

ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院については対象になりません。

＜通院保険金（日額）＞ 2,000円

2. 賠償責任補償（町内会及び住民が対象）

町内会及び住民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる補償です。

- イ) 町内会が所有、使用、管理する施設に起因する事故。
- ロ) 町内会が行う町内会活動の遂行に起因する偶然な事故。
- ハ) 町内会に加入している住民が、町内会活動に従事している間または、町内会行事に参加している間に生じた事故。
（例：「運動会のテントを収納する際、テントの脚を変形させてしまった」「盆踊りのやぐら等が倒れ、お客さんがけがをした」等）

＜賠償保険金＞ 1 億円（限度額）

◆ 補償の対象とならない事故

1. 傷害補償

- ・故意、重大な過失による事故
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・無資格運転、酒酔い運転による事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ・妊娠、出産、早産による医療処置
- ・地震、噴火、洪水、津波などによる事故
- ・戦争、外国の武力行使による事故
- ・頸部症候群（むちうち）または腰痛で他覚症状のないもの

2. 賠償責任補償

- ・給排水管、冷暖房装置、スプリンクラーなどからの蒸気、水の漏水などによる事故
- ・屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪などによる事故
- ・施設の修理、改造、取り壊し等の工事による事故
- ・昇降機、自動車の所有、使用または管理に起因する事故

◆町内会活動保険 Q&A◆

Q1 「町内会活動」とはどのような活動のことですか

答： 町内会活動は、「町内会が企画、立案し、総会や運営委員会または会則に基づく手続きを経て決定された活動および行事」をいいます。地方自治体が行う活動、行事に町内会が参加した場合も対象になります。しかし、協賛・後援等の名目だけのかかわりをもつ事業での事故の場合は対象外です。

【具体的な事業・行事】

- ①総会・役員会等の会議や研修会など
- ②運動会、レクリエーション、親睦活動、防犯パトロール、防犯灯の設置
- ③町内清掃、資源回収、広報紙・回覧板の配布、草刈活動、葬儀手伝いなど

Q2 対象となる「住民」の要件はありますか

答： 以下の①～③の要件をいずれも満たすものをいいます。

- ① 町内会に加入していること
- ② 町内会の所在する地域に生活の本拠を有すること
- ③ 自然人であること
 - ・個人事業主については、加入形態が仮に商店名となっても、事業主本人および生計を共にする同居の親族を含みます(事業主は、町内会の所在する地域に生活の本拠を有することが前提となります。)
 - ・法人については、代表者は個人事業主に準じて取り扱います(代表者は町内会の所在する地域に生活の本拠を有することが前提となります。)
 - ・法人の従業員は、別途個人で町内会に加入していない限り対象外です。

Q3 「町内会活動等に従事中または参加中」とはどのような状況をいいますか

答： 町内会活動等に従事または参加の目的（町内会行事の見物、見学、応援等を含みます。）をもって、通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ町内会の管理下（町内会の指揮、監督および指導下をいいます。）にある間をいいます。

Q4 市が主催する河川清掃や地区連合町内会の運動会などは対象になりますか

答： 市が主催する行事や地区連合町内会が行う行事については、各町内会に事前に計画が案内され、それを受けて各町内会で当該活動・行事の実施・参加について役員会や総会で決議され、その内容が行事予定表（計画表）または議事録により確認できれば対象となります。

Q5 町内会の組織の中に、子ども会、老人会があり、そこで行う行事は対象になりますか

答： 子ども会、老人会（老人クラブ）がこの保険の対象になるのは、以下の①②の要件をいずれも満たした場合です。また、町内会に同好会やサークルを設置している場合も同様です。

- ① 町内会として、運営費・活動費の支出を行っていること
- ② 子ども会・老人会・同好会などが、町内会内に町内会員で組織されており、それらの活動を、町内会が町内会活動と認識していること

Q6 複数の町内会で結成する老人クラブや連合町内会で結成している老人クラブは対象になりますか

答： いずれの老人クラブの場合も、Q5と同様、要件①②を満たした場合は対象になります。

➡ 保険の対象になる活動は、「町内会活動として実施・参加」した場合です。地区連合町内会や子ども会などは、活動の基本は町内会ですから「町内会活動」となりますし、老人クラブの活動も、Q5の要件①②が満たされていれば対象になります。

Q7 町内会行事のための準備や練習は対象になりますか

- 答：（１）準備；当日の会場設営のための準備等、行事を行うための打ち合わせ、会場の下見、飾り付けや看板等の準備も対象となります。
- （２）練習；スポーツ大会の練習や盆踊りの練習などは、個人で行っている場合はその行事のための練習なのか判別出来ないため対象外です。しかし、町内会役員や当該行事の責任者の立ち会いのもとに行われている場合は対象となります。
- （３）あとかたづけ・更衣・慰労会； 行事のあとかたづけや更衣は対象となります。行事のあと慰労会を行う場合は、当該経費を町内会として予算化している場合に限り、対象となります。

Q8 行事の際の休憩、自由行動の取扱いはどうなりますか

答： 行事途中での休憩は対象となります（休憩時間中、当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動している間を除きます）。また、目的地での自由解散については、自由解散後の個人の行動は対象とはなりません（会場と住居との往復途上は、「通常の経常の経路」であれば対象となります）。

Q9 旅行などの宿泊を伴う行事の場合の取扱いはどうなりますか

答： 旅行等が目的の行事の場合は、観光自体が目的であり全員で行動しないケースもあることから、目的地に到着してから目的地を出発するまでの間は補償の対象となります。ただし、この場合でも自由解散後の個人行動は除きます。

Q10 地域の安心安全の活動での見守り活動は対象になりますか

答： その活動があらかじめ町内会で計画・確認されていることが必要になります。総会議案書などに、「通学路の見守り活動」、「児童生徒の安全活動」などの項目で事業計画などに記載されていることが必要です。

◆ 事故発生後の報告・請求手続

1. 事故が発生したら直ちに以下の内容を事務局に報告して下さい。
○事故の日時 ○場所 ○事故の状況 ○傷害または損害の程度
★傷害事故の場合 … 受傷者の氏名・住所・年齢・電話番号・通院先
★損害事故の場合 … 被害者（所有者）の氏名・住所・電話、修理先 など
2. その後の手続き～保険金の支払いまで
事故報告後、治療あるいは修理が終了してから保険金請求の手続きを行います。
必要書類は、事務局からご本人あるいは町内会長に送付して手続きを進め、手続き終了後に指定口座に保険会社から保険金が振込みとなります。
※ 詳しい内容は、帯広市町内会連合会事務局までお問い合わせください。

【事務局】 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1
帯広市市民活動課内（庁舎3階）
直通電話 (0155) 65-4130 / FAX (0155) 23-0156

☆MEMO

第34回 町内会だよりコンクール

町内会だよりは、暮らしに安心を与え、人と人、町内会をつなぐものとして、大きな役割を果たしています。

今回のコンクールには、14作品の応募をいただきました。

審査は、①見やすさ②親しみやすさ③ユニークさ④内容性⑤レイアウトについて行い、下記の通り各賞を決定いたしました。どれも各町内会の特色が表れた作品でした。

- ◎ 審査会日時 : 令和7年4月3日(木) 10時～13時
- ◎ 参加作品数 : 14作品
- ◎ 審査員 : 北海道新聞社、十勝毎日新聞社、帯広市広報広聴課、
(8名) 市町連副会長、市町連広報・コミュニティ正副委員長、
市町連事務局長

最優秀賞

- ・青葉町内会 会長 西村 弦 「町内会だより」

優秀賞

- ・協和南町内会 会長 堀内 利男 「しらかば」
- ・緑林町内会 会長 谷 敏明 「緑林町内会だより」
- ・西11号つくし町内会 会長 大宮 哲夫 「西11号つくし町内会だより」

奨励賞

- ・青空町内会 会長 村上 光男 「青空」
- ・新稲田町内会 会長 細岡 和幸 「新稲田町内会だより」
- ・新柏林台町内会 会長 伊藤 寿勝 「新柏林台町内会通信」
- ・太陽町内会 会長 佐藤 豊 「太陽町内会 かわら版」
- ・三十丁目町内会 会長 田中 耕吾 「三十丁目町内会情報」

第34回町内会だよりコンクール参加町内会一覧

・青葉町内会	会長 西村 弦	「町内会だより」
・三十丁目町内会	会長 田中 耕吾	「三十丁目町内会情報」
・光南東町内会	会長 金田一 明一	「光南東町内会だより」
・緑親町内会	会長 板垣 洋一	「緑親だより」
・新柏林台町内会	会長 伊藤 寿勝	「新柏林台町内会通信」
・太陽町内会	会長 佐藤 豊	「太陽町内会 かわら版」
・新稲田町内会	会長 細岡 和幸	「新稲田町内会だより」
・南町南町内会	会長 桑山 秀人	「南町南町内会だより」
・春光町内会	会長 平 秀明	「春光だより」
・清流の里東町内会	会長 大沼 敦朗	「EAST TOWN TIMES」
・緑林町内会	会長 谷 敏明	「緑林町内会だより」
・協和南町内会	会長 堀内 利男	「しらかば」
・青空町内会	会長 村上 光男	「青空」
・西11号つくし町内会	会長 大宮 哲夫	「西11号つくし町内会だより」

最優秀賞

青葉町内会

「町内会だより」



帯広市青葉町内会
2025.2.7発行

先日的大雪、本当に大変でしたね…。心身ともにお疲れのことと思います。市では昨日から排雪作業をスタートしましたが、今（2/7 21:00現在）のところ北方面は予定されていないようです。

町内会の生活道路は、車が一台通れるかどうかの狭さですし、皆様のご自宅周りも排雪できない状況かと思えます。そこで、役員で検討し、除雪機の貸し出し利用（無料）と、重機での排雪場所確保作業の依頼（5万円前後）をすることとしました。本来であれば、町内会員みなさんにお諮りしてから決定すべきと思いますが、一日でも早く現状改善することを優先させていただきました。どうぞご理解ください。

2月8日（土）9～12時に重機での作業を行います

【排雪場所の確保】

- ・4班西端の空き地
- ・1班西端の空き家

左の2か所の雪を積み上げ、自宅周辺の積雪が排雪できる場所を確保します。

予算に余裕があれば、優先順位を考えながら排雪作業もお願いする予定です。

【排雪の優先】

- ・ゴミステーション
- ・高齢者の方
- ・排雪場所がない方
- ・道路幅が狭い箇所

この時間帯に、町内の様子を見て回ります。様子を教えていただく場合もありますので、その際にはご協力いただければ助かります。

2月7日（金）から2週間 除雪機を借りています

帯広市が行っている「小型除雪機貸出制度」に申し込みました。貸し出しは無料です（燃料代は町内会負担）。

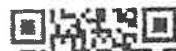
町内全域をカバーすることはできませんが、役員で作業場所を検討し、除雪していきます。作業中は危険ですので、近づかないようにお願いします。

なお、雪を飛ばす場所は、できる限りご迷惑がかけないように配慮しますが、もし不都合がありましたら西村までご連絡ください。

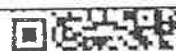
【西村 連絡先】

割愛

ラインはこちら



割愛



優秀賞

協和南町内会 「しらかば」

〈通刊182号〉
令和7年1月1日発行
協和南町内会
発行責任者 佐藤隆基

協和南町内会 会員の皆様



令和6年度は、町内会活動がほぼ定例通り実施できました。これも会員皆様のご理解、ご協力のおかげとより感謝申し上げます。令和7年度も「安全安心」を第一に活動してまいります。皆様には変わらずご指導、ご協力をより一層お願いいたします。

協和南町内会 会長 堀内利明 役員一同

「第2回役員会」 令和6年12月8日(日)

1. 令和6年度の町内会活動及び決算中間報告 (1月1日～12月8日)

① 行事・活動について

・業務済項目

定期総会、新年組合わせ会、春の一所清掃、パークゴルフ大会、夏祭会、ラジオ体操、四町内会合同防災講習会、他に、12回の新築祝い、5回の公断車列り(他に花街種えやグラウンド整備も実施)、交通安全防犯設置、防犯パトロールなど

・市への要望

排水溝の雨水処理修理7カ所(公園北東端、あと、4班と5班の間6カ所)

② 会計について (令和6年1月1日から12月31日までの見込み)

・収入 1,104,735円

繰越金、町内会費、補助金及び交付金、買戻回収金上金、等

・支出 714,169円

街灯維持費、各種負担金、厚生費、公園管理費、夏祭会、草防費、役員会費、金庫費、税金、等

・残金 390,566円

・積立金内訳(累計) → 周年記念積立金 220,000円 総務積立金430,000円

※ 会計監査 令和7年1月26日実施予定

会員戸数 83戸(12月1日現在)
一組11戸 二組8戸 三組12戸 四組7戸 五組19戸 六組18戸 七組8戸

2. 「第2回役員会」での協議、決定事項

① 令和7年度定期総会・新年組合わせ会について

- ・とき 令和7年2月2日(日) 10時～13時50分
- ・ところ きほう福祉センター

後日「案内書面」を配布し、出欠は回覧板にて募ります。

② 別居交代について

・次年度別居に基づきましては、別居7名が決まりました。定期総会の後からの仕事となります。

③ 買戻金回収について

・「買戻金」と「買戻金ごみでない物」との区別が分からずに出されている方がいらっしゃいます。トラックが持って行かない物は、係のほうで「燃やさないごみ」袋に入れたり、また、大きな物については、お持ち帰りできるよう、木に括りつけるなどしています。長い間、そのままだと、結局、町内会費で処分しなければならなくなりますので、分別をよろしくお願いいたします。

・今まで継続日曜日に皆様のご協力で行なわれていました「買戻金回収」ですが、回収業者の都合により令和7年4月から変わります。日程については、令和7年度年間行事予定表(2月2日配布予定)をご覧ください。

④ 町内会費について

★ 前回の令和6年度定期総会において、「会費が高いのでは？」というご意見がありましたので、月500円と月300円の会費とで比較してみました。

- ・町内会費が月200円少ない、82戸として200円×82戸で168,800円少なくなる...
- ・省けるところは、厚生費の「新年組合わせ会」と「夏祭会」ぐらいいかなく、この2つを全廃にし、参加者が全額負担という案ぐらいいかなく考えている。

出された意見

① 受益者負担にしてはどうか。(現在もやっている)

② 受益者負担にする、参加費が高くなるのではないかと。

③ 会費の徴収の場、別に会費が高いという話はないが、

④ 買戻金ごみでない物を捨てると、その処分代がこれから増えてくるのではないかと。

⑤ 月500円でも安いという人がいる。(月1,000円の町内会もある)

⑥ 総務会行事をやっていないところは、月300円でやっているようだ。(でも総務会行事がないと町内会とは書えない)



新しくなった二班のスケジュール表
ゴミ箱

環境衛生

一戸石から三戸石まで
距離も変わって
移されたゴミ箱
(マシソン東区のため)

優秀賞 緑林町内会

「緑林町内会だより」

緑林町内会

だより



第48号

発行 2024年4月10日

〔令和6年〕

緑林町内会 会長 長谷川 篤

子どもたちの「えがお、がいっぱい!」

祝

子ども部 結成

実に
12年ぶりの
結成!



「子ども部」が
「はじめてのレクリエーション」を
開催しました



【写真は、裏面にも掲載しました】

「はじめてのレクリエーション」は、4月6日〔土〕10時より緑西コミセンで、開催し、乳幼児から小学4年生までの子どもたち6名と保護者7名が参加しました。始めに、会長から「はじめての子ども部の集いに挨拶が出来ることを嬉しく思い、継続できることを期待している…」旨の挨拶がありました。自己紹介、ボールまわし物当てクイズ、連想ゲームなどにトライ。子どもたちの明るく元気な笑顔が、終始あふれた時間となりました。会員皆様のご協力で、12年ぶりの「子ども部」のスタートとなりました。会員の皆さん、「子ども部」を「よろしくお願いします。」これからも、子どもたちのこの笑顔がずっと続くことを願っています。【武井記】

優秀賞

西 1 1 号つくし町内会

「西 1 1 号つくし町内会だより」

令和 7 年 1 月発行 西 1 1 号つくし町内会

★ 1 月 12(日) 定期総会を開催・議事は全て承認

つくし会館にて、会員 116 名中、97 名（出席者 31 名、委任状 66 名）が参加し、来賓に村田光成北海道議会議員がご臨席のもと開催。2 班の館盛さんの議長で進行され議事は全て承認されました。

新年あけましておめでとうございます。

昨年、当町内会は 50 周年の節目を迎え、つくし会館の屋根塗装等整備、公園の遊具整備、ゴミボックスの更新、全会員へ商品券等のお祝い品の配布などを滞りなく終えることができました。

私の昨年を、漢字一字で表すなら「感」です。

町内会員皆様の日頃のご理解とご協力への「感謝」。そして、青少年部の若いお母さん方の、夏休みのラジオ体操で雨の日でも「会館を使わせてください！」などの熱心な活動に「感動」しました。

今年は、10 月 4 日(日)に親睦交流会を開催予定です。内容は役員にて検討中ですが、多くの会員の皆さんに参加してもらえる企画アイデアなどありましたら、ぜひ役員までお知らせください。

本年も皆様にとってより良い一年になりますことを祈念いたしますとともに、町内会活動へのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

会長 大宮 哲夫（2 班）



村田道議のご挨拶



大宮会長の挨拶

★ 1 月 13(月) 新年初の麻雀交流会を開催！参加者大募集中です！



▽ 渡邊副会長（厚生部長）と参加者の皆さん

- ・つくし会館にて、厚生部主催の麻雀交流会が行われ、新年初の熱戦が繰り広げられました。
- ・麻雀は、頭脳ゲームとして脳の前頭葉を活性化させることにつながるため、思考力や創造力、記憶力、コミュニケーション能力が上昇すると言われており、老若男女すべての方が楽しめる娯楽です。
- ・原則、毎月第 2・第 4 土曜日の午前 10 時開催です。（次回は、1 月 25 日(土)10 時スタート）
- ・初心者の方も大歓迎です！お待ちしております♪

インフルエンザ要注意警報！

徹底予防で冬を乗り切ろう!!





帯広市民憲章

澄んだ青空と、きれいな水に恵まれている広大な十勝平野。先人は多くの苦難を乗り越えて、その中心に平原のまち、帯広を拓きました。

わたしたちは、豊かな自然と、この地によって培われたおおらかな気風に誇りをもち、住みよいまちをめざし、よりよい市民として前進するために、この憲章を定めます。

- 1 明るく働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、なごやかなまちにしましょう。
- 1 あたたかい心もち、
うるおいのあるまちにしましょう。
- 1 自然を大切にし、
やすらぎのあるまちにしましょう。
- 1 北国の文化を高め、楽しいまちにしましょう。

昭和57年6月17日制定